

## 募集内容

職 種	児童クラブ支援員（4時間勤務）
資格要件	必須要件：なし その他：放課後児童支援員は有資格者報酬となります
主な業務内容	就労等により昼間保護者等のいない家庭や病気等により子どもの面倒が見られない家庭の聖籠町内小学校1年生から6年生を対象とし、児童に対する遊びを中心とした活動を支援する。 そのほかに、放課後児童クラブの施設維持管理（清掃、遊具準備等）業務、放課後子ども教室運営の事務的業務及び維持管理（清掃等）業務を実施していただきます。
勤務地	①連野児童クラブ（聖籠町大字連野1510） ②山倉児童クラブ（聖籠町大字桃山753） ③亀代児童クラブ（聖籠町大字次第浜4614-1） ④亀塚児童館（聖籠町大字亀塚21-7） ※勤務地は①～④のいずれかです。
採用予定人数	若干名
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
報酬	報酬：日給5,297円（有資格者）、4,874円（無資格者） 期末手当：年2回（計2,525月分※在職期間に応じて変動あり） 勤勉手当：年2回（計2,125月分※在職期間及び勤務成績に応じて変動あり） 通勤手当：距離に応じた月額
提出書類	①聖籠町会計年度任用職員任用申込書 ②こども性暴力防止法に基づく誓約書 ※町ホームページよりダウンロードください。
勤務条件等	
・ 1日の勤務時間	4時間 （小学校の早上がりや夏休み等による変則勤務があります）
・ 標準的な勤務時間	①14:00～18:00（平日） ②10:00～17:00の内の4時間（土曜日）
・ 勤務時間シフト制	有
・ 勤務日数（予定）	240日 （令和8年4月1日～令和9年3月31日の場合）
・ 休日	週休日：日曜日 休日：祝日、お盆（8月13日～15日）、年末年始（12月29日～1月3日） 年次休暇：15日（※このほか有給又は無給の特別休暇有り） その他：シフトにより勤務を割り振らない日
・ 雇用保険	有
・ 社会保険	有
・ その他	○条件付きで契約の更新有。 ○原則月曜日～金曜日勤務。1日4時間勤務。週20時間程度の勤務。児童の預かり状況により時間外勤務もあり。 ○年次有給休暇の日数は雇用する期間により変動します。 ○土曜日は基本的に休日となりますが、児童館への勤務を命ずる場合があります。 ○当事業所は、認可外保育事業について、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づく認定申請を行う予定です。当事業所が認定を受けた場合、本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当事業所の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

- ・ 掲載内容は掲載日時点の内容であり、事業内容の変更などにより、採用人数の変更、募集の取りやめ、勤務条件の変更等を行うことがあります。
- ・ 採用の日から1箇月間は、試用期間となります。
- ・ 勤務日数は、勤務の割振りの結果、多少変動することがあります。また、業務の都合により、勤務日と休日を振り替えることがあります。
- ・ 要件を満たす場合は、条例等に基づき通勤費を支給します。
- ・ 並行して、ハローワークで募集する場合があります。